

和歌山県公共工事入札監視委員会第64回定例会議 議事概要

開催日及び場所	平成29年8月17日(木) 10:00~11:30 和歌山県自治会館 305会議室	
出席委員氏名	山西陽裕(委員長) 遠藤桂介(副委員長) 坂田初美 津村雅枝 堀田祐三子 三岩敬孝	
審議対象期間	平成29年4月1日 ~ 平成29年6月30日	
抽出案件	総件数 2 件	議事 ○入札及び契約手続の実績状況等の報告 ○抽出工事に係る競争参加資格の設定の経緯等審議 ○意見交換会
一般競争入札	— 件	
条件付き 一般競争入札	2 件	
通常指名競争入札	— 件	
随意契約	— 件	
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議 の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【入札及び契約手続きの実績状況等報告】</p> <p>1. A委員 条件付き一般競争入札における高値落札率について、1件が応札者7者のうち6者が、もう1件が応札者5者のうち4者が最低制限価格未満のため失格となっている。応札者は適切に積算して応札してくるはずで、1者だけを残して全て最低制限価格未満のため失格となっているが、そのことについてどう考えているか。</p>	<p>1. たまたまランダム係数が高くなったため、1者を残して全ての応札者が最低制限価格未満で失格となった。【事務局】</p>
<p>【条件付き一般競争入札】</p> <p>○国道311号（福定橋）交付金道路保全工事</p> <p>1. B委員 全体の施工方針やどこをどのように耐震補強するかなど、どのように決めるのか。</p> <p>2. B委員 設計も入札となるのか。</p> <p>3. B委員 設計の入札は1年前にするのか。</p> <p>4. B委員 耐震の基準を満たすということ以外に、</p>	<p>(発注機関：西牟婁振興局建設部)</p> <p>1. この国道311号は緊急輸送道路に位置づけられているので、地震に対する安全性の確保は絶対的に求められるものである。なおかつこの橋の出来たときの基準が昭和55年の基準で、今よりかなり程度の低いものであることが分かっている。それでこの工事を発注する前にどこをどのように直すべきか、直さなくても良いかというあたりを判断するために設計委託という形でコンサルタントに発注している。そこで詳細を検討した結果、この橋については今回のところを補強することがベストという判断を得て、それに基づいて今回発注している。</p> <p>2. 同じように入札を行う。</p> <p>3. 大体1年くらい前に行う。</p> <p>4. 施工可能な工法であるかどうかは絶対条件になる。その次に施工可能な業者が1者しかないかど</p>

<p>経済面や施工のしやすさ、応札者の見通しはある程度立てられると思うが、そのあたりはどうか。</p> <p>5. C委員 この工法自体はそれほど特殊な工法ではないということか。</p> <p>6. C委員 応札可能な業者が23者いる中で1者の応札であった理由をどう考えているのか。</p> <p>7. D委員 国道311号にはいくつも橋が架かっているが、県として何年後までに耐震補強を完成させる計画なのか。</p> <p>8. E委員 設計委託をコンサルタントに依頼しているが、その時に金額も出てくるのか。</p> <p>9. E委員 1回目の入札が不成立となっているが、不成立の場合、入札経過書には予定価格を記載しないのか。</p> <p>10. A委員 1回目の入札で1者しか応札者がいない場合でも入札金額は開けるのか。</p>	<p>うか。例えば特許を取った工法であれば、それ以外の工法がないかを調べ、それしかなく、なおかつ一番重要だとなれば採用するが、できるだけ1者限定となるような工法は避けるようにしている。その中でいろいろな工法を経済比較して最も有利なものということで今回の工法を採用している。</p> <p>5. それほど特殊な工法ではない。</p> <p>6. 鉄橋を作るメーカーは大体全国的にいつ頃の橋が新設で発注されそうかというのをつかんでいると思われる。それに応札するためには技術者を割り当てる必要がある。先に和歌山県と契約すると技術者が1人減ることになり、業者の予定しているものに合わなければ応札は見送られると思われる。また、今回の入札は年度末ということもあり、技術者の数が少なかったという事情もあったと思われる。</p> <p>7. 予算的には今年度で全ての橋の耐震補強が完了する計画になっている。ただ工事の都合上遅れが出たら予算の繰り越し措置をすることになる。できるだけ平成30年度の早い時期に完成させようという計画で進めている。</p> <p>8. 概算金額で出てくる。その後、県で細かく積算し予定価格を算出する。</p> <p>9. 予定価格は事後公表の案件であり、1回目の入札経過書に記載してしまうと2回目に公告するときには予定価格が知られてしまうため、記載しない。</p> <p>10. 開ける。</p>
---	---

<p>11. A委員 入札金額は開けるが入札経過書には記載しないということか。</p>	<p>11. 記載してしまうと2回目の入札時に1回目の入札金額を公表された業者が不利になる恐れがあるため、入札経過書には記載しない。</p>
<p>【条件付き一般競争入札】 ○旧消防学校訓練棟他解体工事</p> <p>1. F委員 今回、解体工事という工事名で発注されているが、発注業種が建築一式工事となっている。解体工事という業種での発注にはならないのか。</p> <p>2. F委員 解体工事という業種が追加されているにもかかわらず、今後も解体工事での発注はあまり出さないのか。</p> <p>3. F委員 解体工事が建設業の業種になったということで、業者は公共工事にも参入できるかなという期待感もあると思うのだが。</p> <p>4. C委員 解体の積算はどのようにするのか。</p> <p>5. C委員 鉄筋の処理費用も含めての発注金額になるのか。</p>	<p>(発注機関：公共建築課)</p> <p>1. 建設業で解体工事が出来るのは、建築一式工事、土木一式工事、とび・土工工事、新たに解体工事があるが、建築物を壊すときには、建築的な知識が必要なことから、以前より建築一式工事として発注している。</p> <p>2. 参考ですが、国のほうも解体工事を建築物の建築一式工事で発注しており、今のところ、建築物の解体については建築一式工事だと考えている</p> <p>3. 規模によってあまり建築の知識が必要でないものについては、解体工事を検討していきたいと思う。</p> <p>4. 鉄筋コンクリートなど、1 m³をどれだけで潰せるというような単価があり、それをどれだけかあるかで積み重ねている。</p> <p>5. そうである。</p>
<p>【意見交換会】 下記について意見交換を行った。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 公共工事動向について 2. 談合情報等についての対応について 3. 専門工事の入札参加条件の見直しについて</p>	